

2021年12月7日

関係者の皆様

オーケー株式会社
代表取締役会長 飯田 勸
代表取締役社長 二宮 涼太郎**関西スーパー様の株式交換の差止めの仮処分に係る大阪高裁の判断について**

弊社は、2021年11月9日付けのプレスリリースのとおり、2021年10月29日に開催された株式会社関西スーパーマーケット（以下「関西スーパー様」といいます。）の臨時株主総会において、関西スーパー様とH20グループとの経営統合に係る議案で、議決権行使結果に関わる集計の疑義が判明したことを受け、公正を期し司法の判断を仰ぐべく、関西スーパー様とH20グループのイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの間の各株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の差止めを求める仮処分の申立て（以下「本件申立て」といいます。）を行いました。

2021年11月22日に神戸地方裁判所より本件申立てを認める旨の判断が示され、その後に関西スーパー様が行った保全異議の申立てについての決定においても、本件申立てを認容した神戸地方裁判所の判断が維持されたことを受け、関西スーパー様は大阪高等裁判所に保全抗告を行っていましたが、本日、大阪高等裁判所より、当該保全抗告を認める旨の判断が示されましたので、その旨お知らせいたします。

これを受け、弊社は、本日、2021年12月15日の本株式交換の効力発生までに最高裁判所の判断を仰ぐべく許可抗告の申立てを行いました。弊社は、今後も裁判所から判断が示されましたら、プレスリリースによりその結果を適時にお知らせいたします。

以上